

## カイロスロケット打上げ見学場等企画運営業務委託に係る共同仕様書

### 1 業務名

カイロスロケット打上げ見学場等企画運営業務

### 2 業務の目的

カイロスロケットの打上げを契機として、見学者を円滑に集客し、地域への周遊を促すことにより経済波及効果を最大化し、地域活性化を図るとともに、地元の交通渋滞への適切な配慮を行うことを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### 4 業務の構成及び費用負担の区分

受託事業者は、3つの区分に応じた業務を遂行し、各区分に係る経費を明確に算定すること。

- (1) 両町共通業務（共通経費として両町で按分し負担する業務）
- (2) 串本町見学場運営業務（串本町が単独で負担する業務）
- (3) 那智勝浦町見学場運営業務（那智勝浦町が単独で負担する業務）

### 5 契約

公募型プロポーザル方式により選定された事業者は、串本町及び那智勝浦町（以下「両町」という。）との間で、個別に契約を締結する。

### 6 業務内容

本業務の受託事業者は、「2 業務の目的」及び「4 業務の構成及び費用負担の区分」を踏まえ、以下の(1)に示すカイロスロケット打上げ見学場（以下「見学場」という。）の企画運営及び周辺地域を含めた交通渋滞対策のため、以下の業務を実施するとともに、両町及び関係者との調整の過程で、業務内容の修正及び追加が必要になった場合は、可能な限りこれに対応するものとする。

なお、打上げ予定日等は、別途通知するが、打上げ予定日の公表が打上げ日の約2ヶ月前となる可能性があることや、打上げ延期、特に直前の延期決定の可能性もあることに十分留意し、それを想定した業務内容とすること。

- (1) 見学場
  - ア 串本町見学場：田原海水浴場（串本町田原、定員2,000人）
  - イ 那智勝浦町見学場：旧浦神小学校（那智勝浦町浦神、定員2,000人）
- (2) 両町共通業務
  - ア 見学場への参加者募集業務

- (ア) 専用ホームページにおいて見学場への参加者募集を行うこと。
- (イ) 専用ホームページに加え、SNS、新聞、雑誌等の多様な媒体により、開催告知等の広報を効果的に行うこと。
- (ウ) 見学場参加チケットの発行・管理等により、適切に参加者を管理すること。
- (エ) 参加者募集にあたっては、以下事項に留意し、募集を行うこと。
  - a 見学場の利用には、事前予約が必要であること。
  - b 料金設定については、「2 業務の目的」を達成し、かつ両町の金銭的負担をできる限り抑制できる価格を提案すること。
  - c 見学場へのアクセスについては、原則、鉄道、借り上げバス又はツアーバスによるバス輸送、二輪車又は徒歩であること。
  - d 見学場付近に駐車場がないこと。
  - e 周辺道路では、交通規制が実施されること。
  - f ロケット打上げは、延期されることが多く、必ずしも打上げの見学を保証するものではないこと。

### (3) 串本町見学場運営業務

#### ア 見学場運営業務

- (ア) 見学者の集客及び見学場内での滞在を促すイベント等を企画・実施すること。
- (イ) 見学場等については、串本町が所有者と調整のうえ、無償で場所を提供するが、見学場運営に向けた周辺住民や関係団体への説明については、串本町と連携のうえ、実施すること。
- (ウ) ロケット打上げ日に、見学場において受託事業者が実施する業務は、以下のとおりとする。
  - a フェンス、看板、カラーコーン、仮設トイレ（汲み取り含む）、手洗いユニット、テント、照明及び音響など、見学場運営に必要な資材の調達、設営を行うこと。
  - b 露店やグッズ販売等の出店について、出店希望者と調整し、出店方法の整備を行うこと。
  - c 串本町が実施する来賓対応（打上げ事業関係者等）について、可能な限り協力すること。
  - d 傷病者等への救護対応を行うこと。
  - e 見学場において、多数の利用者が同時に通信機器を利用した場合でも、安定した通信が確保できる環境を整備すること。
  - f ロケット打上げ後、若しくは当日の打上げ延期後、見学者がスムーズに帰ることができる、また、町内を周遊するアイデアを提案すること。
  - g 見学場運営業務について、イベント運営計画、スタッフ配置図、指揮命令系統図緊急事態発生時の通報連絡体制図（避難計画を含む。）などを記したマニュアルを作成のうえ、実施すること。
  - h その他本業務に必要と考えられる業務を実施すること。

#### イ ツアー造成業務

(ア) 串本町等の宿泊施設を活用したツアー商品の造成や周辺エリアの渋滞の抑制につながるような地点を拠点としたツアー商品を造成し販売すること。

(イ) 他社によるツアー商品の造成・販売を促し、見学場参加チケットの販売やバスの受入れ方法について調整を行うこと。

#### ウ 案内誘導・警備業務

(ア) 運営マニュアルを作成すること。

(イ) 串本町と協議のうえ、案内誘導、警備業務を実施すること。

#### エ ロケット打上げが延期された場合の対応業務

(ア) ロケット打上げの延期が判明した場合には、速やかに参加者等に周知すること。

(イ) ロケット打上げが延期された場合には、運営マニュアルに基づき対応すること。

#### オ その他企画・提案業務

串本町内に位置する以下の対象地を活用して、見学場への円滑な入場を実現するための拠点として活用する計画を立案・実施すること。

(ア) 旧古座川病院跡（串本町古座地区）

(イ) 動鳴気漁港（串本町古座地区）

### (4) 那智勝浦町見学場運営業務

#### ア 見学場運営業務

(ア) 見学者の集客及び見学場内での滞在を促すイベント等を企画・実施すること。

(イ) 見学場等については、那智勝浦町が所有者と調整のうえ、無償で場所を提供するが、見学場運営に向けた周辺住民や関係団体への説明については、那智勝浦町と連携のうえ、実施すること。

(ウ) ロケット打上げ日に、見学場において受託事業者が実施する業務は、以下のとおりとする。

a フェンス、看板、カラーコーン、仮設トイレ（汲み取り含む）、手洗いユニット、テント、照明及び音響など、見学場運営に必要な資材の調達、設営を行うこと。

b 露店やグッズ販売等の出店について、出店希望者と調整し、出店方法の整備を行うこと。

c 那智勝浦町が実施する来賓対応（打上げ事業関係者等）について、可能な限り協力すること。

d 傷病者等への救護対応を行うこと。

e 見学場において、多数の利用者が同時に通信機器を利用した場合でも、安定した通信が確保できる環境を整備すること。

f ロケット打上げ後若しくは当日の打上げ延期後、見学者がスムーズに帰ることができる、また、町内を周遊するアイデアを提案すること。

g 見学場運営業務について、イベント運営計画、スタッフ配置図、指揮命令系統図緊急事態発生時の通報連絡体制図（避難計画を含む。）などを記したマニュアルを作成のうえ、実施すること。

h その他本業務に必要と考えられる業務を実施すること。

#### イ ツアー造成業務

(ア) 那智勝浦町等の宿泊施設を活用したツアー商品の造成や周辺エリアの渋滞の抑制につながるような地点を拠点としたツアー商品を造成し販売すること。

(イ) 他社によるツアー商品の造成・販売を促し、見学場参加チケットの販売やバスの受入れ方法について調整を行うこと。

#### ウ 案内誘導・警備業務

(ア) 運営マニュアルを作成すること。

(イ) 那智勝浦町と協議のうえ、案内誘導、警備業務を実施すること。

#### エ ロケット打上げが延期された場合の対応業務

(ア) ロケット打上げの延期が判明した場合には、速やかに参加者等に周知すること。

(イ) ロケット打上げが延期された場合には、運営マニュアルに基づき対応すること。

#### オ その他企画・提案業務

(ア) 那智勝浦体育文化会館（那智勝浦町大字天満地区）周辺を活用して、見学場への円滑な入場を実現するための拠点として活用する計画を立案・実施すること。

(イ) 旧浦神小学校の屋上を活用し、一般の見学場と差別化した特別プランを立案・実施すること。

### 7 料金設定

(1) 見学場等の料金（以下「運営協力金等」という。）については、両町と協議のうえ、決定すること。

なお、企業協賛金等の不確定な収入については、料金設定に組み込まないこと。

(2) キャンセル料金については、一般的に妥当な算出方式で設定し、両町に事前に説明・協議を行った上で、決定すること。

(3) 延期日程における費用については、両町と協議のうえ、決定すること。

(4) 運営協力金等が見学場運営費用を下回った場合は、その差額を両町から受託事業者を支払うこととする。

(5) 運営協力金等が見学場運営費用を上回った場合は、その差額を受託事業者から両町に支払うこととする。

### 8 知的財産権等の取扱い

(1) 本業務において作成された成果品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）等の知的財産権は、原則として受託事業者に帰属するものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、両町は、本業務の目的を達成するために必要な範囲内において、当該成果品を無償かつ自由に利用（複製、改変、加工、二次利用等を含む。）できるものとし、受託事業者はこれを了承するものとする。

(3) 受託事業者は、両町が前項の規定に基づき成果品を利用することについて、著作者人格権を行使しないものとする。

(4) 成果品の作成にあたり、第三者が権利を有する素材等（写真、イラスト、プログラム

等)を利用する場合、当該権利の利用に関する交渉、使用許諾の取得等の処理は受託事業者の責任において行うこととし、これらに要する経費は受託事業者の負担とする。万一、第三者との間で権利侵害等の紛争が生じた場合は、受託事業者の責任と負担において解決するものとする。

(5) 知的財産権の取扱いについて、記載のない事項については、両町と受託事業者で協議のうえ処理することとする。

## 9 留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、関係法令、各種基準等によって行うこと。

(2) 受託事業者は、本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(3) 本業務の実施にあたっては、安全管理を徹底し事故防止に努めること。また、両町と綿密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な業務遂行に努めること。

(4) 本業務を実施するうえで必要な物品購入、バスや資材等の調達、会場設営などの運営業務については、可能な限り両町内又は和歌山県内の事業者へ発注するなど、地元企業を優先的に活用すること。

(5) 本業務中に知り得た内容について、この業務の目的以外には使用してはならない。これは受託期間終了後も同様とする。

(6) 本業務の履行の結果、受託事業者の責めに帰すべき理由により両町に対し損害を与えた場合は、受託事業者は、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 本仕様書に定めのない事項若しくは疑義が生じた場合又は本仕様書により難しい事由が生じた場合は、受託事業者は両町と速やかに協議し、柔軟な対応を行うこと。